

平成 21 年 3 月
成田航空貨物出張所
成田南部航空貨物出張所

各 位

ミノキシジルを含有する医薬品等の個人使用目的での
輸入通関の取扱いについて

今般、薬事法施行規則（昭和 36 年厚生労働省令第 1 号）の一部改正に伴い、ミノキシジル 5% を超えて含有するものが劇薬となりました。

（注）従来はミノキシジル 1% を超えて含有するものが劇薬とされていました。

これに伴い、厚生労働省からミノキシジルを含有する医薬品等の個人使用目的での輸入通関の取扱いに関し、同成分の含有量が 5% 以下のものについては副作用に注意を払う必要があることから「医薬品及び医薬部外品」の取扱いとなる旨通知がありました。

医薬品等の個人使用目的での輸入通関の取扱いについては、「薬事法又は毒物及び劇物取締法に係る医薬品等の通関の際における取扱いについて」（平成 17 年 3 月 31 日付財関第 425 号）の 2（1）イ（ウ）b に基づき取扱いを行っているところですが、ミノキシジルを含有する医薬品等の具体的な取扱いは下記のとおりとなりますのでご留意願います。なお、本取扱いにつきましては、平成 21 年 3 月 9 日からの適用となります。

記

1. ミノキシジルの含有率が 5% を超えているものは「劇薬」として取扱う。

よって、個人の輸入者自身が使用することが明らかなものとして、税関限りの確認で通関できる数量は、1 か月分以内の量である。

2. ミノキシジルの含有率が 5% 以下ものは「医薬品及び医薬部外品」として取扱う。

よって、個人の輸入者自身が使用することが明らかなものとして、税関限りの確認で通関できる数量は、2 か月分以内の量である。

（注）1 か月分の数量とは、例えば、輸入される物が容量 60 ミリリットルであり、用法・用量が 1 日 2 回、1 回当たり 1 ミリリットルであれば 1 本となる。

（問合せ先） 成田航空貨物出張所 通関総括第 2 部門 電話 0476-32-6141
成田南部航空貨物出張所 通関総括第 2 部門 電話 0476-33-0568
厚生労働省関東信越厚生局薬事監視専門官 電話 048-740-0800